

◆目的

この事業は、国および三重県の補助を受けて、三重県社会福祉協議会が実施する公的な貸付制度です。三重県及び三重県内市町が実施する、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

◆募集期間

- ・ 入学準備金：入学月の翌月末まで
- ・ 就職準備金：養成機関を修了後、かつ資格を取得し、1年以内に就職した月の翌月末まで
- ・ いずれも通年募集しておりますが、下記以外のときはお問い合わせください。

第一次募集 令和4年 4月 1日（金）～令和4年 5月31日（火）（当日消印有効）
（入学準備金は令和4年4月入学者、就職準備金は令和4年3月卒業後4月就職者）

第二次募集 令和4年10月 3日（月）～令和4年11月30日（水）（当日消印有効）
（入学準備金は令和4年10月入学者、就職準備金は令和4年9月卒業後10月就職者）

◆募集人数 入学準備金 50人 就職準備金 50人

◆貸付の対象者 次の全ての要件を満たす方

1. 三重県内に住民登録があり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方（受給決定した方）
2. 養成機関を修了後、かつ資格を取得した日から1年以内に三重県内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事しようとする方（1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません）
3. 同種の資金を他から受けていない方および受ける予定のない方

×併用不可： 保育士修学資金貸付事業、介護福祉士等修学資金貸付制度
看護修学資金（三重県保健師助産師看護師等修学資金）
専門実践教育訓練給付金（就職準備金は併用可）
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（就職準備金は併用可）

○併用可： ただし、本貸付の用途と重複している場合は除く

母子父子寡婦福祉資金貸付金、独立行政法人日本学生支援機構による貸付
日本政策金融公庫（国の教育ローン）の利用
地方自治体・民間団体・就職希望先等による奨学金

4. 過去に他の都道府県指定都市等から本貸付を借り受けていない方

◆貸付の申請時期

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修業する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業するときは、

- ① 入学準備金は准看護師養成機関の入学時（看護師の養成機関の入学時は対象外）
- ② 就職準備金は看護師の養成機関を修了し、資格を取得時（准看護師養成機関の修了時は対象外）

◆貸付額と利子

- (1) 貸付額は、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内です。（1,000円単位）
※貸付金の交付は、入学準備金は養成機関入学後、就職準備金は就職後です。
- (2) 利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人を立てない場合は、認められた猶予期間中は無利子とし、猶予期間経過後は年利1%です。連帯保証人の有無に関わらず返還しなければならない日までに返還しなかったときは、年3%の延滞利子を徴収します。

◆資金使途について

- ・貸付金の決定額は、個別に審査します。なお、審査の結果、貸付対象外になることがあります。一部減額して決定することもあります。また、不承認理由は開示いたしません。
- ・申請に不正が認められたり、目的に応じた資金使用が行われなときは資金の返還を求めます。
- ・借入れの必要性、返済にあたっての収支計画等をご検討いただいたうえで、ご申請ください。

入学準備金 養成機関の入学時に必要な経費（概ね入学月末までに支払いが終わるもの）

- 例・養成機関への学納金（入学金、教材費、前期授業料等） ・交通費（上限一か月分）
・教科書、参考図書、学用品（養成機関の指定品）
×対象外… 養成機関の受験料、給食費、生活費、傷害保険、後援会費 等

就職準備金 養成機関を修了し、かつ資格取得後の就職時に必要な経費（概ね就職月末までに支払いが終わるもの）

- 例・就職に伴い転居が必要な場合の入居初期費用（敷金、礼金、仲介手数料等）
・就職時に必要となる被服費（制服、スーツ）、道具費用等
・通勤に要する自転車・バイクの車両購入費用（上限5万円）
・子どもの預け先を探すための費用（学童の入会金等）・健康診断料、資格にかかる協会入会金等
×対象外… 車検代、タイヤ代、生活費、協会年会費、収入印紙、住民票等証明書類、手数料 等

◆連帯保証人

連帯保証人が原則1名必要です。生計を一にしない方で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有する方で、原則県内に住所を有する75歳未満の方。（被扶養者、住民税（市・県民税）の所得割が非課税の方は対象外）なお、申請者が未成年（本事業では20歳未満の方）のときの連帯保証人は法定代理人であること。また、連帯保証人を立てられない場合も申請できます。（有利子）

◆貸付決定と貸付金の交付

申請書類を審査し、貸付の採否を申請者宛てに郵送で通知します。（4～5月受付分は、6月以降に通知します。）なお、貸付が決定した方には借用書等を併せて郵送します。借用書、振込口座申請書等が三重県社会福祉協議会に提出された後、1か月程度で指定口座へ振り込みます。

◆返還の免除

- ・養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、申請により貸付金の返還が免除されます。（1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません。）ただし、この条件に該当しないときは、貸付金を返還していただきますのでご注意ください。
- ・貸付金が返還免除となったときは、借用書は返却しません。なお、就職準備金については、返還免除された金額は原則一時所得扱いになりますので、必要に応じて確定申告等の手続きをおこなってください。確定申告についての詳細は、管轄の税務署へお問い合わせください。

◆返還について

ご相談に応じますが、原則、返還事由が発生した日の属する月の翌月から半年間のうちに返還を開始し、最長5年を限度に返還していただきます。

◆申請書類提出先・問い合わせ先

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館2階）
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 三重県生活福祉資金センター ひとり親家庭貸付担当
TEL 059-226-1118（9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

申請様式と「申請書類チェックリスト」等は三重県社会福祉協議会三重県生活福祉資金センターのホームページからダウンロードできます。 [三重県社協 ひとり親](#) ⇐ 検索